

知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する未利用又は低利用の財産（以下「市有財産」という。）を対象として、利活用及び維持管理に関し、民間事業者等のアイデア及びノウハウを活かした効果的な提案を募ることにより、官民連携の取組を推進し、地域の活性化、市民満足度の向上、市の財政負担の軽減等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間事業者等」とは、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、地縁による団体等であって、自らのアイデア及びノウハウを活用し、自らが提案した施策を確実に遂行する意思及び能力を有するとともに、前条の目的を達成する意思を持つものをいう。

(提案の対象及び内容)

第3条 民間事業者等は、この要綱に基づき、市有財産の有効活用についての提案（以下単に「提案」という。）をすることができる。

- 2 提案の対象となる市有財産は、市長が別に定める。
- 3 募集する提案は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 地域の活性化につながるもの
 - (2) 市民満足度の向上につながるもの
 - (3) 市の業務の効率化につながるもの
 - (4) 市有財産の維持管理に要する経費の削減等を図るもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- 4 募集する提案は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 単に現在の事業又は施設を廃止するもの
 - (2) 市が導入済みの指定管理者その他の事業について、単に当該事業の実施者となろうとするもの（この要綱に基づく制度で導入した事業の更新を含む。）
 - (3) 既存の委託業務等を単に安価で受託しようとするもの
 - (4) 単に自社製品のあっせんを求めていると認められるもの

(5) 法令に違反するものと認められるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認めるもの

5 募集する提案は、原則として市における新たな財政負担を伴わないものとする。ただし、将来的な事業効果及び財政負担の低減の見込みのあるものについては、この限りでない。

(提案をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、提案をすることができない。

(1) 個人

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を制限されている者

(3) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者

(7) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている者

(8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

(9) 市から指名停止又は指名見合せの措置を受けている者

(10) 国税、愛知県の県税又は知多市の市税を滞納している者

(11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

(12) 前各号に掲げるもののほか、提案をする者として適当でないと市長が認める者

(事前相談)

第5条 民間事業者等は、提案に先立ち、当該提案の内容等について市に事前相談をしなければならない。

2 事前相談をしようとする民間事業者等は、事前相談申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、次に掲げる場合は、前項の規定による事前相談の申込みに応じないことができる。

(1) 当該申込みに係る提案の内容が第3条の規定に反することが明らかであるとき。

(2) 当該申込みをした民間事業者等が前条各号のいずれかに該当することが明らかであるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該申込みに応じることが適当でないと市長が認めるとき。

(提案の実施)

第6条 民間事業者等は、事前相談を経て提案をしようとするときは、市有財産有効活用提案書（第2号様式）に、誓約書（第3号様式）、提案団体概要調書（第4号様式）、提案概要書（第5号様式）及び別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案の取下げ)

第7条 前条の規定により提案をした者（以下「提案者」という。）は、当該提案を取り下げる場合は、提案取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(提案の事前審査等)

第8条 市長は、提案者からの提案について第3条及び第4条の規定に照らして事前審査を行い、受理又は不受理を提案事前審査結果通知書（第7号様式）により、提案者へ通知するものとする。

(評価委員会)

第9条 市長は、提案を評価するため、知多市市有財産有効活用民間提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 提案の評価及び採用に関すること。

(2) 市長が民間事業者等から徴収する額に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、提案の目的の実現に係る重要事項に関すること。

- 3 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 4 委員長は、知多市財産有効活用検討委員会の会長の職にある副市長をもって充て、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 企画部長
 - (2) 財政課長
 - (3) 施設マネジメント課長
 - (4) 企画政策課長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、提案の内容に関係する部長及び課長並びにこれらに相当する職にある者
- 7 評価委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、過半数の出席で成立する。
- 8 委員長は、第4項から第6項までに規定する者のほか、提案の内容に関する知見を有する者その他必要と認める者に会議への出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 9 評価委員会は、会議の開催に先立ち、提案の内容その他の事項について提案者に質問し、又は資料の修正若しくは追加提出を求めることができるものとし、提案者は、可能な限りこれに応じるものとする。
- 10 評価委員会の庶務は、施設マネジメント課において処理する。

(提案の採用)

第10条 評価委員会は、提案の内容について評価し、採用又は不採用の意見を付して、市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、提案の採用に当たり課題の整理又は解決、地元住民との調整等が必要であると認めるときは、継続協議の決定をすることができる。この場合において、評価委員会は、当該提案をした民間事業者等に対し、期限を定めて所管部署と協議する旨を指示するものとする。
- 3 評価委員会は、前項の期限が経過したとき又は所管部署から継続協議の結果に

ついて報告を受けたときは、再度当該継続協議に係る提案を評価するものとする。ただし、当該提案をした民間事業者等が提案を取り下げたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による評価の結果について、提案評価結果通知書（第8号様式）により、提案者に通知するものとする。

（提案者との協議）

第11条 市長は、前条の規定により採用と評価した提案について、提案者と随意契約をすることを前提として事業化に向けた協議を行うものとする。

（提案者との契約等）

第12条 市長は、前条の協議が整った場合は、提案者と随意契約を行うものとする。

2 市長は、前条の協議が整わなかった場合その他やむを得ない事情により提案の内容を事業化することができなくなった場合は、当該提案の採用を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により提案の採用を取り消した場合は、提案採用取消通知書（第9号様式）により、提案者に通知するものとする。

（提案の概要等の公表）

第13条 市長は、採用と評価した提案について、提出された提案の名称及び提案者名を公表するものとする。

2 市長は、毎年度、その前年度にあった提案の件数及び採否の内訳を公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、市公式ホームページへの掲載により行うものとする。

（費用負担）

第14条 提案を行うことに要した一切の経費等は、提案者の負担とする。

（守秘義務）

第15条 市長は、提案の採否にかかわらず、当該提案に含まれる提案者の独自の創意工夫、ノウハウ等が他の民間事業者等に漏れることがないように十分に留意するものとする。

2 民間事業者等は、第5条の規定による事前相談、第11条の規定による協議その他この要綱に基づく手続の過程において市から得た非公開情報が第三者に漏れることがないように十分に留意するものとする。

(庶務)

第16条 この要綱に係る庶務は、総務部施設マネジメント課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

事前相談申込書

年 月 日

知多市長 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱に基づく提案に先立ち、同要綱第5条の規定により次のとおり事前相談を申し込みます。

提案事業の名称	
活用を希望する市有財産の名称・所在地	名 称： 所在地：
提案の内容	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
市の歳出の有無	有 ・ 無 ※該当する方に○を付けてください。
質問事項	※書ききれない場合は別紙に記載し添付してください。
担当者名	
電話番号	
Eメール	

第2号様式（第6条関係）

市有財産有効活用提案書

年 月 日

知多市長 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱に基づく提案をしたいので、同要綱第6条の規定により下記のとおり書類を提出します。

なお、本書類の提出に当たっては、虚偽の事実がないこと、提案が採用された場合は、本書類の内容に基づき協議を行うこと、契約がなされたときは、履行を保証することを確約します。

記

- 1 誓約書（第3号様式）
- 2 提案団体概要調書（第4号様式）
- 3 提案概要書（第5号様式）

第3号様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

知多市長 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

市有財産有効活用提案書を提出するに当たり、下記欠格事項に該当していないことを誓約します。

誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

記

- (1) 個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を制限されている者
- (3) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- (7) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (9) 市から指名停止又は指名見合せの措置を受けている者
- (10) 国税、愛知県の県税又は知多市の市税を滞納している者
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

※事業者ごとに提出してください。

第5号様式（第6条関係）

提案概要書

1 提案する市有財産

名称	
所在地	

2 提案の内容

名称	
目的	
内容	
該当する要件	(1) 地域の活性化につながるもの (2) 市民満足度の向上につながるもの (3) 市の業務の効率化につながるもの (4) 市有財産の維持管理に要する経費の削減等を図るもの
効果	
活用するアイデア・ ノウハウ	

3 実施体制

通常時の実施体制	
緊急時の体制・対応	

4 収支計画

概算経費額	
資金の調達方法等	

5 その他

知多市への要望等	
----------	--

※記載しきれない場合は別紙で添付してください。

第6号様式（第7条関係）

提案取下届

年 月 日

知多市長 様

届出者 所在地

商号又は名称

代表者名

年 月 日付けで提出した「市有財産有効活用提案書」について、提案を取り下げたいので、知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第7条の規定により届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

第7号様式（第8条関係）

提案事前審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで提案のあったことについては、事前審査の結果、次のとおりとしたので、知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第8条の規定により通知します。

受理の場合には、知多市市有財産有効活用民間提案評価委員会による評価を行い、その結果（採用又は不採用）を後日通知します。

提案の名称	
事前審査の結果	受理 ・ 不受理
不受理の場合は、 その理由	

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

提案評価結果通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで提案のあったことについては、知多市市有財産有効活用民間提案評価委員会による審議の結果、次のとおり評価したので、知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

採用の場合には、契約に向けた協議を行うため、別途連絡します。

提案の名称	
評価結果	採用 ・ 不採用
不採用の場合は、 その理由	

第9号様式（第12条関係）

提案採用取消通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで採用を通知した提案について、次のとおり採用を取り消すこととしたので、知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第12条の規定により通知します。

提案の名称	
取消しの理由	